森林法施行令（昭和２６年政令第２７６号）第４条の２第３項の規定により、令和８年度における保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３４条第１項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように公表する。

令和８年９月１日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

同一の単位とされる保安林等の名称		皆伐面積の限度(ヘクタール)	備考
保安林の種類	単位区域名		
水源かん養保安林	利根川下流	0.60	八街市所在
	九十九里	5.12	東金市及び旭市所在
	養老川	84.73	市原市及び夷隅郡大多喜町（旧老川村の区域に限る。）所在
	夷隅川	57.40	勝浦市並びに夷隅郡大多喜町（旧老川村の区域を除く。）及び御宿町所在
	小櫃川	172.99	木更津市及び君津市（旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。）並びに鴨川市四方木所在
	小糸川～湊川	181.99	君津市（旧上総町及び旧小櫃村の区域を除く。）及び富津市所在
	安房地区	134.86	館山市、鴨川市（大字四方木の区域を除く。）及び南房総市所在
土砂流出防備保安林	養老川	0.76	市原市大久保字大作所在
	安房地区	0.78	南房総市竹内所在
干害防備保安林	市原市	0.64	
	君津市	0.14	
	富津市	3.48	
	鴨川市	1.64	
	南房総市	1.80	
	夷隅郡大多喜町	0.20	
保健保安林	市原市	10.86	
	君津市	95.12	
	富津市	10.44	
	勝浦市	3.06	
	夷隅郡大多喜町	0.68	